

生活保護 指定医療機関の見直し

公費医療関係の情報

昨年7月1日の生活保護法改正により、生活保護の指定医療機関制度の見直しが行われた。その主な内容は、指定医療機関の指定要件・取消要件が明確化、指定医療機関の指定の有効期限について6年間の有効期間(更新制)が導入、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に両制度間で関連性を持たせて対応などだ。

この生活保護法改正により、改正前の生活保護法(旧法)による指定を受けている医療機関(医科・歯科)についても、あらためて指定医療機関の申請が必要となっている。ただし、26年6月末までに生活保護の指定を受けていた医療機関については、経過措置として26年7月1日から1年間は改正後の生活保護法(新法)の指定医療機関とみなす措置がとられてきた(みなし指定)。このみなし指定の期間がこの6月30日で終了する。

みなし指定を受けた医療機関が、平成27年7月1日以後も新法の指定医療機関になろうとする場合、本年6月30日

までに指定医療機関の申請を行う必要がある。生活保護の患者の診療を行っている院所では、自院の指定申請が済んでいるか今一度確認されたい。なお、申請にあたって必要な書類と提出先は表の通り。

6年ごとに指定更新手続が必要に

~指定医療機関となった後~

生活保護法の指定医療機関になった後は、原則として6年ごとに指定の更新が必要となる。ただし、指定の有効期間は健康保険法の「保険医療機関」の期限と同じとされたため、最初の更新は申請時点から6年後ではなく、平成27年7月1日以降最初に到来する保険医療機関の失効日の前日までとなる。例えば、27年4月に生活保護の指定医療機関の申請を行った医療機関でも、健康保険法上の「保険医療機関」の期限が28年9月30日の場合、生活保護の指定期間も28年9月30日までとなり、10月1日には失効してしまう。そのため、28年9月30日までに指定更新の申請が必要となる(図表参照)。それ以降は、6年ごとに更新する。

表.生活保護法に基づく指定医療機関の申請(必要書類と提出先)

提出書類	・生活保護法指定医療機関 指定・指定更新申請書 ・誓約書
提出先	長野市の医療機関 長野市役所生活支援課 上記以外の医療機関 医療機関所在地の管轄の福祉事務所

7時40分~10時5分 県下4地区結ぶweb会議 出席役員:鈴木会長、市川、野口、矢崎各副会長常任理事、奥山、河原田、多田、林、布山、三田各常任理事、議長:後藤常任理事

会務報告・会計報告等

1.組織状況..4月度は入会1名退会3名のマイナス2名。2.活動等..医療事故調/アドリックコメントで意見提出、医療関連法の衆議院可決に抗議声明発表、歯の何でも電話相談では5名の相談員で対応23件の相談を受けた等の報告あり。3.会計報告..2月度会計報告を承認。4.事務局賞与..県の人事委員会勧告に基づき、事務局員の夏季賞与を6/10に支給する。

医療運動の関係

1.医療保険制度改革関連法の動向..法案審議状況及び国会行動等の報告を受け、3点を決定。衆議院で可決された場合には抗議声明を発表する。審議の中でも不明瞭な点、今後検討される項目等があり、法案成立の場合も患者の不利益につながるものには反対の声を上げていく。諸外国と比較した患者の保険料負担、医療費負担など再調査する。

2.県議会の各会派への要請..県社会保障推進協議会など他団体と合同で懇談の申し入れを行う。その際、各会派に対して要求を突きつける形ではなく、良好

理事会便り

5月25日の討議と決定等

な関係を構築するための懇談とのスタンスで臨む。

3.本年度の個別指導計画に関して..標題の開示資料をもとにした報告、会員より弁護士帯同につき相談があつた旨の報告があつた。また審査、指導監査が患者の安全に寄与しているのかどうかといった観点で厚生労働省に問い合わせたとの意見が出され、その他意見も含め、事務局で成文化する。

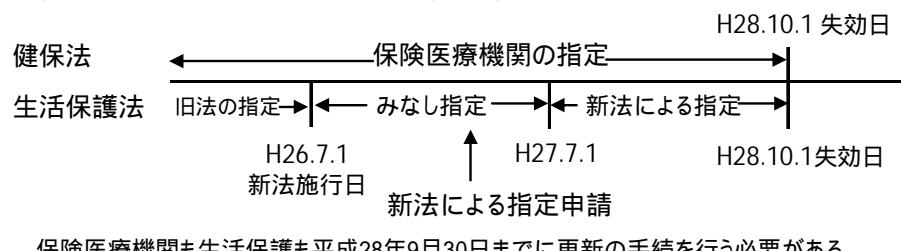
4.地域医療シンポジウム(6/21)..基調報告を県健康福祉部より衛生技監が行い、野口副会長などのシンポジストが決定した等の準備状況の報告と参加の呼びかけがあつた。フロア発言では歯科分野からの発言を林常任理事担当の予定。

5.安全保障法..安保法の理事会声明を行うことを決定。文章は、討論及び追加の意見をもとに事務局で成文化して役員に確認する。

北信越ブロック等保団連会議

1.北信越ブロック会議(6/14)..運営準備状況の報告があり、決議案については、事前に石川協会から文案の提示予定であり、ファックス等で回覧し修正意見

例)保険医療機関の失効日が平成28(2016)年10月1日の場合



保険医療機関も生活保護も平成28年9月30日までに更新の手続を行う必要がある



長野県保険医協会関係の会議等動向を下記に掲載。場所記載なしは長野市で開催又は実施。4地区会議は長野佐久松本飯田を結んで。[]内は担当役員及び事務局名で一部に略あり。保団連会議は保団連役職名で記載。

5/21*保団連国会行動[鈴木会長、市川副会長、林常任理事、宮沢事務局長、青木事務局員]

5/23*保団連歯科理事会が東京で[市川理事、青木事務局員]

5/24*保団連理事会が東京で[同上] *歯のなんでも電話相談[奥山、林、後藤、布山各常任理事、長谷川部員、三田、原各事務局員]

5/25*常任理事会(理事会便り参照)

5/26*介護保険をよくする信州の会運営委員会が安曇野市で[宮沢事務局長]

5/27*医療保険制度改革関連法成立への抗議声明発表 *~29公費負担医療等の手引編集作業が東京で[増田事務局員]

6/3*北信越ブロック事務局長会議[宮沢事務局長] *関東信越厚生局長野事務所に4月着任の歯科の医療指導官を表敬訪問[三田事務局員]

6/4*歯は命 6・4国会内集会[宮沢各副会長、林常任理事、三田、原各事務局員]および国会行動[上記の林常任理事と事務局]

6/5*県社会保険街連議会(以下で社保協)事務局会議並びに福祉医療給付制度の改善をすすめる会事務局会議[宮沢事務局長] *支払基金長野支部に「審査委員会名簿情報提供依頼書」を提出(6/10受取) [三田事務局員]

6/6~7*公費負担医療等の手引編集会議が東京で[増田事務局員]

6/8*地域医療委員会4地区会議で開催[野口、宮沢、市川、矢崎各副会長、河原田、三田、林各常任理事]

6/11*保団連国会行動[鈴木会長、市川副会長、林常任理事、宮沢事務局長、青木事務局員]

6/12*社保協運営委員会[宮沢事務局長]

6/14*保団連北信越ブロック会議が金沢で[市川、宮沢、矢崎各副会長、林、河原田、三田、奥山各常任理事、宮沢事務局長、原、増田各事務局員]

6/15*長野県医療団体連絡懇談会事務局会議[宮沢事務局長]

6/16*歯科部会4地区会議で開催[市川、宮沢各副会長、奥山、布山、林、池上、後藤、下條各常任理事、長谷川、小林各部員]

6/17*土屋顧問税理士による会計監査前の下調べ[宮沢事務局長、青木事務局員] *保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議を長野松本地区会議で開催[鈴木会長、奥山常任理事、原、三田、青木各事務局員]

6/18*福祉医療給付制度の改善をすすめる会と日本共産県議団との懇談[宮沢事務局長]

6/20*保団連地域医療対策部会電話会議・東京会場[市川部員]

任において医学的検証をしっかりと行うことと併せて運動して欲しい旨の文言を追加する。3.「『戦争する国』生かそう!平和憲法6.7県民集会」..役員も呼びかけ人に名を連ねており、会員にチラシ案内をする。

長野県保険医協会の会員数 6月1日現在1,329人(医科741人、歯科588人)